

消費生活相談員 になるための講座

受講者募集



受講料
無料

オンライン
中心の学習

初心者
歓迎

消費生活相談員とは

専門知識を活かして消費者に寄り添い、
安心して豊かな暮らしを支える
社会貢献性の高い公的な仕事です

詳細は以下消費者庁のウェブサイトへ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_co_operation/system_improvement/consumer_affairs_consultants.html



基礎から実務、そして実践へ。

段階的に学びながら、相談員として必要な力を身につけられる講座です。資格取得に向けた学習もサポートし、オンラインを中心とした学習環境により、地域差のない学びを提供し、担い手の育成を進めます。

事前説明会を
オンラインで実施

事前申込
不要
6/23 (火) 18:00～
Zoomウェビナーで開催



参加URL (定員480名)
<https://us05web.zoom.us/j/85993549311>

アーカイブ
配信

事前説明会の様子を後日アーカイブ配信します。
当日参加できない方は、ぜひこちらをご覧ください。



(配信リンク先) <https://jca-home.jp/2026-ninaite>

申込方法

【申込開始日】6/24 (水) 正午～ (定員に達した時点で受付終了)

次のURL又は右記QRコードのリンク先にある申込フォームよりお申込みください。

【URL】 <https://questant.jp/q/2026program-atod>



受講対象

消費生活相談員に関心のある方
(資格の有無は不問)

定員

2,000名程度
(先着順)

プログラムDはグループワーク形式のため、対面・生配信での受講は300名に限定し(アーカイブ配信は視聴人数の制限なし)、本講座の受講者の中から、後日(9月頃を予定)希望者を募ります。

4つのプログラムでステップアップ!



講座概要	内容	形式	時期
プログラムA	「消費生活相談員資格試験(裏面参照)」の傾向と対策(過去問・補足解説等)	オンデマンド配信	7月中旬から順次スタート
プログラムB	消費生活相談員に求められる消費者関連法規を中心に、基礎知識を体系的に学ぶ(試験対策としても役立つ内容)	オンデマンド配信	7月中旬から順次スタート
プログラムC	事例を用いながら、法制度や相談対応の着眼点など、相談員に必要な実務的な知識を習得	生配信 (アーカイブ配信あり)	10月中旬～11月上旬 予定
プログラムD	事例検討とロールプレイを通じて実践力を高めるグループワーク形式 ※アーカイブ配信は視聴のみ	対面又は生配信 (アーカイブ配信あり)	11月中旬～2月上旬 予定

講座の内容

プログラムA

オンデマンド

試験概要及び出題傾向/過去問解説/試験内容補足説明/消費者問題と消費者政策/社会保障制度/経済一般/企業経営/論文の基本

<7月中旬より順次動画公開(全10講座)>

論文添削

消費生活相談員資格試験の申込者に限定し、希望制とする。
(最大50名程度)

プログラムB

オンデマンド

消費者政策の基本法制と消費者行政/民法/消費者契約法/特定商取引法/割賦販売法と資金決済法/金融商品と関連法の基礎知識/貸金業法と多重債務の救済/情報通信/表示と広告に関する法律/製品安全/不動産の知識/食生活

<7月中旬より順次動画公開(全15講座)>

プログラムC

生配信(アーカイブあり)

消費生活相談員の心得・見守り啓発活動/民法・消費者契約法/訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入関連/美容医療・エステ関連/情報通信/SNSを発端とする消費者トラブル/賃貸住宅関連/ネットトラブル関連

<10月中旬～11月上旬実施予定(全8講座)>

プログラムD

対面&生配信(アーカイブあり)

▶事例検討 2講座(対面講座 or 生配信)

【対面講座開催地】

仙台市・東京都・名古屋市・大阪市
広島市・高松市・福岡市

▶ロールプレイング 1講座(生配信)

<11月中旬～2月上旬実施予定(全3講座)>

日程の詳細は、決定次第お知らせいたします。また、講座の内容は変更となる場合があります。

- ※本講座は消費生活相談員資格試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。
- ※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力いただけます。
- ※本講座の受講料は無料ですが、通信料、交通費、国家試験の試験受験料は自己負担となります。また、レジュメは各自でダウンロードしてご用意いただけます。
- ※受講にはパソコンやスマートフォン及びネット環境が必須となりますので、ご自身でご用意ください。

消費生活相談員に関する資格について

消費生活相談員は、「消費生活相談員資格試験」に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認めた者のうちから任用されます。

国民生活センターが実施する「消費生活専門相談員資格認定試験」と日本産業協会が実施する「消費生活アドバイザー資格試験」は、それぞれ、消費生活相談員資格試験を兼ねるものとして実施されます。各試験の合格者は「消費生活相談員資格試験の合格者」であると同時に「各登録試験機関独自の資格試験の合格者」にもなります。

本講座のプログラムA～D※1を受講し、一定条件をクリアした方に限り、ガイドライン※2により国家資格合格者と同等と認められる者の想定として明記される「消費生活コンサルタント(日本消費者協会認定)」の資格を取得する機会を設定。ただし、申込時点で「消費生活相談員資格」「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」のいずれの資格も保有していない方に限る。

※1消費生活コンサルタントの資格取得を目指す場合は、プログラムDにおいて事例検討は対面参加、ロールプレイングは生配信で受講する必要があります。
※2改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン(平成27年消費者庁)

問合せ先(受託事業者)

一般財団法人日本消費者協会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-18-1 千石ビル3階

【専用ヘルプデスク】メール: 2026soudanin@ai-spt.jp 電話: 0120-121-009 ※10時～18時
※原則メールでお問合せいただきますようお願いいたします。

本事業は、消費者庁より委託を受けた一般財団法人日本消費者協会が実施します。